

“しらたか”をもっともっといういい町に!!
まちづくりにあなたの声をおきかせください!!

「審議会等委員」を募集します



今回委員を募集する審議会等と募集人員

① 白鷹町環境審議会	3人
② 白鷹町社会教育委員 (兼) 公民館運営審議会	2人
③ 白鷹町地区公民館運営委員会	各地区2人
④ 白鷹町文化財保護審議会	2人
⑤ 白鷹町病院事業等運営委員会	2人

わたしたちが生活している町を住みよい町としていくためには、わたしたち自らがまちづくりに参画して、みんなで知恵を出し合いながら一つずつ行動に移していくことが必要です。

その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようというかたの募集について定めています。

各審議会等の役割は、まちづくりを進めていくための重要な計画などについて、調査や審議をしながら、町に対し意見を述べていくことです。

●募集する審議会等委員の職務と人数、応募資格など

① 白鷹町環境審議会

町の良好な環境の保全と創造、環境基本計画に関することなどについて審議する機関です。

▼募集人員 3人

▼応募資格

・町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた

・年2〜4回程度の会議などに出席できること

▼担当 町民課くらし環境係 (☎85-6131)

② 白鷹町社会教育委員 (兼) 公民館運営審議会委員

① 社会教育委員
社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

② 公民館運営審議会委員
教育委員会の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査審議する機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

・町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた

・原則、年10回程度の研修

会議などに出席できること
▼担当 教育委員会生涯学習係 (☎85-6147)

③ 白鷹町地区公民館運営委員会委員

地区公民館事業の企画立案、実施にあたることともに、予算及び決算について審査する機関です。

▼募集人員 各地区公民館2人

▼応募資格

・各地区公民館が管轄する区域内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた

・原則、年12回程度の事業・会議などに出席できること

▼担当 教育委員会生涯学習係 (☎85-6147)

④ 白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用について、調査審議する機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

・町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた

・年2〜3回程度の会議などに出席できること
▼担当 教育委員会文化振興係 (☎85-6146)